

「不要品買い取り」にひそむワナ ー大切な貴金属を守るためにー

突然見知らぬ男性が訪ねてきて「不要になった着物や帯はありませんか」「使っていない食器や洋服、何でも買い取りますよ」と言われた。ちょうどいらない食器があったのでドアを開け玄関先で対応した。食器には興味を示さず「他に貴金属はないか。そのはめている指輪を見せて」と言われた。高圧的な態度が怖くて、言われるがまま外して手渡した。ところがちょっと目をはなしたスキに、**指輪を持ったまま男性はいなくなっていた。**

深刻化する「訪問購入」の犯罪手口

！ 1. 高齢の女性が主なターゲット

判断力の低下した高齢者や、一人暮らしの女性が特に深刻な被害にあっています。

！ 2. 親切心を悪用

「貧しい国へ寄付をする」などと嘘をつくことがあります。

！ 3. 法令違反

訪問購入業者は訪問の前に、会社名、担当者の名前、売り買いの目的、品物の種類をハッキリ伝える必要があります。突然の訪問は法律違反です。

！ 4. 強引な要求・窃盗

形見の指輪を無理やり外させたり、不当な安値で買い叩く事例があります。また目を離したスキに持ち去られることがあります。



被害を防ぐために

□突然の訪問者は家に入れない

業者から電話があっても安易に承諾せず、玄関先での対応も控えましょう。

□一人で対応せず、まず相談

買い取りを依頼する場合は必ず家族や知人に同席してもらい、密室は避けましょう。

□周囲の見守りが大切！

不審な人物や車が出入りしていないか、大切にしていた貴金属がなくなっていないか、業者の名刺や契約書はないかなどチェックしてあげてください。

□クーリング・オフができる場合があります

契約書を受け取ってから8日以内であれば無条件で契約解除できます。

困ったな、あやしいなと思ったら
早めに相談しましょう

飯田警察署 ☎0265-22-0110
飯田市消費生活センター ☎0265-22-4530
消費者ホットライン 局番なし 188（いやや）